

エコアクション21

## 環境活動レポート

(平成28年度版)

運用期間：平成28年4月～平成29年3月



福岡県弁護士会北九州部会

平成29年5月9日発行

## 環境方針

### 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会（持続可能な社会）へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当会の会務、会館の運営等にあたっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

### 行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

#### 1 二酸化炭素の排出量の削減

節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。

#### 2 廃棄物の削減

分別を徹底してリサイクル率を向上します。

書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。

#### 3 水使用量の削減

節水に努め、水使用量を削減します。

#### 4 環境に配慮した商品等の購入

環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。

#### 5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。

#### 6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。

#### 7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。

#### 8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定

平成 28 年 4 月 1 日確認

福岡県弁護士会北九州部会

部会長 畠中 潤

## 1. 事業の概要

1) 事業所名 福岡県弁護士会北九州部会

代表者名 部会長 畑中 潤

### 2) 所在地

北九州弁護士会館 福岡県北九州市小倉北区金田1丁目4番2号

魚町法律相談センター 福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号5階

折尾法律相談センター 福岡県北九州市八幡西区北鷹見町13番10号2階

豊前法律相談センター 福岡県豊前市大字八屋2013-2

### 3) 環境管理責任者

環境管理責任者 中藤 寛

環境管理担当者 部会事務局 梶原英美子（平成28年4月1日当時は、原森真紀）

連絡先 電話093-561-0360

FAX093-582-0410

### 4) 事業内容

弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務（弁護士法31条）

法律相談サービスの提供

### 5) 事業規模

	北九州弁護士会館	魚町法律相談センター	折尾法律相談センター	豊前法律相談センター
従業員数	5名	3名	1名	1名
延床面積	1095.35 m <sup>2</sup>	26.07 m <sup>2</sup>	44.25 m <sup>2</sup>	39 m <sup>2</sup>

### 6) 事業年度 4月1日～3月31日

### 7) 認証・登録の対象範囲（組織・活動）

福岡県弁護士会北九州部会の、北九州弁護士会館、魚町法律相談センター、折尾法律相談センター及び豊前法律相談センター

## 2. 当年度及び中長期環境目標

環境目標	単位	平成 24 年度 (基準年度)	平成 26 年 10 ~ 12 月目標 (運用期間)	平成 26 年 度目標	平成 27 年 度目標	平成 28 年 度目標
二酸化炭素排出量の削減	Kg - CO2	51,464	12,608 以下 (2%)	50,435 以 下 (2%)	49,406 以 下 (4%)	48,891 以 下 (5%)
電力使用量の削減	kWh	84,093	20,602 以下 (2%)	82,411 以 下 (2%)	80,729 以 下 (4%)	79,888 以 下 (5%)
廃棄物総排出量の削減	kg	1700	403 以下 (5%)	1615 以下 (5%)	1530 以下 (10%)	1445 以下 (15%)
水使用量の削減	m <sup>3</sup>	152	37 以下 (1%)	150 以下 (1%)	148 以下 (2%)	147 以下 (3%)
グリーン購入の推進 (事務用品)	新たに購入を開始した環境ラベル商品の種類	0	1	2	3	4
環境問題に関する提言・啓発活動	会員・一般市民を対象とした提言・啓発活動の回数	0	1	1	2	3

※電力の二酸化炭素実排出係数は、九電の平成 24 年度の排出係数 0.612 (kg-CO2/kwh) を用いた。

### 3. 当年度の主要な環境活動計画

#### 3-1 二酸化炭素排出量の削減

##### (1) 電力使用量の削減

- ①エアコンの設定温度を決めた上で（夏季28度、冬季22度）、事務局と連携を取り実行する。
  - ②夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・プリンター等の主電源を切る。
  - ③エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。
  - ④使用していない部屋の電力を切る。
  - ⑤電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り（具体的な行動の要請を意識したもの）。
  - ⑥弁護士会館の照明 LED 化範囲の拡大。
  - ⑦特定電気事業者からの電力購入継続。
  - ⑧弁護士会館の窓の遮熱フィルム・断熱フィルム導入を検討する。
- ※③⑥⑦以外は、各法律相談センターにおいても同様に行う。

##### (2) 一般ゴミの削減

- ①両面・集約コピー、裏紙活用、文書の簡素化等によって、より一層の紙使用料の削減に努める。特に、再生紙利用についてはさらなる利用を促す。
  - ②打ち合わせ・会議においてホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に努める。
  - ③使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当など）の使用や購入を抑制する。
  - ④詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を推進する。
  - ⑤さらなる一般ごみ削減のため、一般ごみの中で高い割合を占める弁護士会業務関連文書の削減方法を積極的に検討し、来年度より検討した削減方法を実施する。
- ※上記は各法律相談センターにおいても行う。

##### (3) 節水活動

- ①水を出しつぱなしにしない。
- ②節水活動の注意喚起のラベル貼り。
- ③②の徹底。

##### (4) 環境ラベル商品の購入

- ①日常的に大量消費する事務用品3種類を環境ラベル商品へ切り替える。
- ※各法律相談センターにおいても、切り替えた環境ラベル商品を使用する。

##### (5) 部会員・一般市民への環境問題に対する意識の向上

- ①部会員を対象にして、環境負荷の低減等をテーマとした広報活動を3回実施する。  
(掲示物・メーリングリストによる情報提供)
- ②特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入開始をHP上で一般市民に発信する。

#### 4. 目標の実績

H28.4 から H29.3 目標の実績

項目	単位	平成 24 年度 (基準 年)	平成 28 年度 4 月 ～3 月 12か月の 目標	平成 28 年度 4 月～3 月 12 か月の 実績	目標の 達成率
二酸化炭素排出量の削減	Kg— CO <sub>2</sub>	51,464	48,891	36,900	132%
電力使 用量の 削減	kWh	84,093	79,888	74,096	108%
廃棄物の排出量削減	kg	1700	1445	1148	126%
水使用量 の削減	m <sup>3</sup>	152	147	149	99%
グリーン化商品の購入推進	種類	0	4	4	100%
環境問題に関する提言・啓発活動	件	0	3	3	100%

※電力の二酸化炭素排出係数は、H28.1 からはミツウロコからの電力購入を開始したので、同社の H27 の排出係数 0.498 を用いた。

## 5. 環境活動計画の取り組み結果とその評価

### 5-1 二酸化炭素排出量の削減(電力使用量削減)

平成28年4月～平成29年3月（平成28年度）は数値目標を48,891kg-CO<sub>2</sub>以下としたが、実績は目標を約132%達成が出来た。この要因は、

- ① それまで弁護士会館の1階事務室及び2階談話室の照明に留まっていたLED照明を、平成28年5月には3階～5階の相談室・執務室等の照明まで拡大し、同年12月には弁護士会館のすべての階段スペースの照明まで拡大したこと
- ② 平成28年1月1日より開始したミツウロコからの電力購入を、引き続き平成28年度も継続したこと

等が挙げられる。なお、平成28年度の環境活動計画に挙げていた遮熱フィルム・断熱フィルムの導入については、弁護士会館の窓の方角の関係で費用対効果に乏しいと判断し、導入を見送った。

### 5-2 廃棄物の排出量削減

平成28年4月～平成29年3月（平成28年度）は数値目標を1445kg以下でしたが、実績は1148kgであり、約126%達成ができた。これは平成27年度に引き続き、両面・集約コピーや裏紙活用、会議配布資料の削減、使い捨て製品の使用の抑制等より一層の紙資源の無駄遣いの防止に努めたことが影響しているものと考えられる。

### 5-3 水使用量の削減

平成28年4月～平成29年3月（平成28年度）は数値目標を147m<sup>3</sup>以下でしたが、実績は149m<sup>3</sup>であり、約99%しか達成ができなかった。

平成28年度における水使用量削減のための活動は、「水を出しつぱなしにしない」「節水活動の注意喚起のラベル貼り」といった弁護士会館利用者の節水意識を高めることに主眼を置いたものであった。平成29年度では、数値目標を達成するため水使用量の削減を実現するため、これらの活動項目に加え、節水コマの取付けを積極的に検討したい。

### 5-4 グリーン化商品の購入推進

購入目標を3種類とし、実績も3種類であるため、100%達成ができた。これは平成27年度に引き続き、EA委員会が積極的にグリーン化商品の購入を主導したこと、内部コミュニケーションにて環境への配慮の必要性をより一層理解してもらえたことが要因となっていると考えられる。

### 5-5 環境問題に関する提言・啓発活動

活動目標を3件とし、実績も3件であるため、100%達成ができた。EA21委員会において率先して部会員に対するクールビズ・ウォームビズに関する情報発信を行ったほか、特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入開始など先進的な取り組みを積極的に行い、その実績や効果を外部に発表した。

なお、特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入開始をHP上で一般市民に発信す

る件については、H29度中に実施する予定である。

## 6. 次年度の取り組み内容

平成28年度（成28年4月～平成29年3月）は、目標未達成の項目もあったものの、概ね目標どおりに達成できたことから、平成29年度における環境目標も引き続き従前の削減率に従って環境目標を定めて、同目標を実現するために積極的な取組みを継続していく予定である。特に、平成28年度に目標が達成できなかった水使用量削減については、節水コマの導入などにより対応していきたい。

## 7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果違反はなかった。なお、関係当局より違反の指摘、利害関係者からの訴訟もこれまでに一切なかった。

## 8. 代表者による全体評価と見直しの結果

平成27年度に引き続き、平成28年度も概ね想定した目標値を上回る実績値となったことは非常に喜ばしいものであると受け止めている。特に、平成28年1月1日より開始した特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入により、大幅に二酸化炭素排出量を削減できたことは高く評価できる。

ただし、平成28年度に数値目標が達成できなかった水使用量の削減は、平成29年度に重点的に対処すべき課題である。平成29年度は節水コマの導入を積極的に検討し、水使用量の削減により一層努めたい。また、他業種に比べて紙資源の使用量が多い当会としては、打合せや会議においてさらなるペーパーレス化を促す必要がある。積極的な紙資源のリサイクル（古紙利用）促進、電子媒体の利用促進等を通じて、より一層の環境負荷の低減を図る予定である。

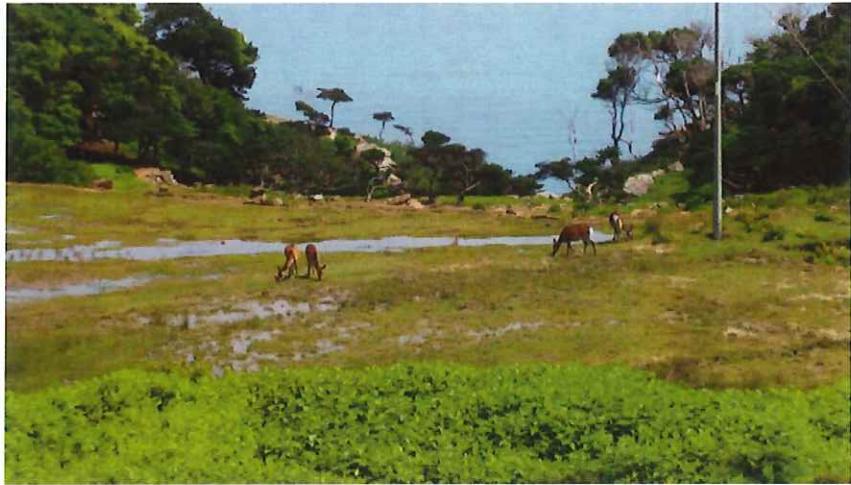
さらに、今後も、より積極的に部会員及び部会事務局との間で内部コミュニケーションを継続し、かつより充実したコミュニケーションを行うことによって、各位の環境への意識を高め、北九州部会全体として環境への負荷の低減に引き続き努めていきたい。また、内部コミュニケーションを通じて、部会事務局の現場レベルのアイデア・意見を集約し、より実効的な環境負荷の低減手法を模索したい。

## 9. その他環境保全活動

小値賀島・野崎島調査

(平成28年6月3日～4日)

西海国立公園に指定されている小値賀島、集落跡や原生林・動植物種の宝庫である野崎島を訪問し、自然環境保全、生物多様性、エコツーリズムの促進による環境保全について検討した。学び得た知見を通じて今後の環境問題に関する提言・啓発活動に生かすこととする。



以 上